

三原市学校(園)等連絡業務委託特記仕様書

(委託業務の内容)

- 1 三原市(発注者)が本業務の受託業者(受注者)に委託する業務内容は、「民間事業者による信書の送達に関する法律」(平成14年7月31日法律第99号、以下「信書便法」という。)第2条第7項第1号に定める「長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物」を送達する業務として、公文書、資料及び用品その他の信書便物(以下「信書等」という。)を、別記の運行表の記載に従い、三原市役所本庁、各支所、各保育所(認定こども園を含む)、他公共施設、三原市教育委員会事務局及び子育て支援課の相互間並びに三原市教育委員会事務局、三原市立小学校、中学校及び幼稚園との相互間で運送するものとする。
 - (2) 本業務の履行期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日まで(3年間)とする。(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

(用語の定義)

- 2 本仕様書において使用する用語のうち、信書便法第2条各項において定義されるものについては、本仕様書上で別に定める場合を除き、同法の定義を準用する。
 - (2) 本仕様書において使用する用語のうち、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)において定義されるものについては、本仕様書上で別に定める場合を除き、同法の定義を準用する。

(委託業務の実施に際しての遵守事項等)

- 3 委託業務の遂行に当たっては、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
 - (ア) 次に掲げる要件を備えた自動車を使用すること。
 - (a) 使用する自動車は、積載量0.5トン程度の貨物自動車又は0.35トンの軽貨物自動車(以下「運送車」という。)で、無線装置付貨物自動車を使用するか又は携帯電話を使用し、緊急時の連絡が常時取れるようにすること。
 - (b) 点検、整備が十分に行われている運送車を用いること。
 - (イ) 運送車を別記の運行表に定める運行日、運行先及び到着予定時刻に配車すること。
 - (ウ) 運送車には、委託業務にかかる信書等のみを積載すること。
 - (エ) 法定の資格を有し、かつ受託業者の発行する身分証明書を携帯した運転手に運送車を運転させること。
 - (オ) 前項に掲げる運転手の氏名及び車両番号をあらかじめ三原市に届けておくものとし、これを変更する場合もまた同様とする。
 - (カ) 信書等の受け渡し時には、配送先施設の職員及び運転手が互いに確認のうえ、三原市が別に作成する授受簿に確認印を受けること。
 - (キ) 積載された信書等の紛失又は毀損のないように運送すること。
- (2) 法令遵守、特に信書便法及び番号法に関することについては、監督者を含めた業務従事者への指導を徹底し、個人番号を取り扱う信書等の運送中に当該信書等の所在が不明とならないよう、その運送及び授受に常に細心の注意を払うこと。

(3) 前項について、個人番号を取り扱う信書等については三原市が当該信書等にその旨を明示するものとする。ただし、鍵付きのアタッシュケースによる信書便物又はそれに準ずる強固に施錠された信書便物については、個人番号を取り扱う信書等であることの明示の有無にかかわらず、個人番号を取り扱う信書等とみなすものとする。

4 信書等を入れる受け渡し用の袋(信書便法第2条第7項第1号の特定信書便役務に用する規格のもので、受け渡し用として各施設数×2袋。以下「受け渡し用袋」という。)は、受託業者が用意すること。

(業務受託の条件)

5 本業務の受託業者は、次の各号に規定する条件に適合することが可能な業者でなければならない。

(ア) 三原市内で送達可能な特定信書便事業者であること。

(イ) 原則、本業務の入札実施の時点で広島県内に本店、支店又は営業所(※これに順ずる業務実施及び管理のための拠点がある場合も可とする。)のいずれかの拠点を有していること。

なお、上記に該当する拠点を有していない場合には、本業務の履行期間の始期までの拠点設置又は県内に拠点を有する場合と同等の迅速な緊急時対応のいずれかが可能であること。

(ウ) 本業務の実施区域は、三原市内とし、この区域内において本業務が目的とする特定信書便役務の提供が可能であること。

(エ) 必要数分の受け渡し用袋を本業務の履行期間の始期までに用意可能であること。

(オ) 緊急事態の発生に際して、即時対応が可能であること。

(緊急時の対応)

6 次の各号に掲げる事態が発生したときには、緊急の処置を講ずるとともに、その状況を三原市に通報し、指示に従うものとする。

(ア) 交通事故、道路の障害その他の事情により、別記の運行表に定める配車ができなくなったとき。

(イ) 信書等の紛失又は毀損があったとき。

(委託料の支払)

7 委託料の支払については、履行期間3年間(36か月間)の委託料総額(税込)を36か月で分割した金額による月払とし、この月払金額に1円未満の端数が生じた場合は、その36か月分合計額を最終支払月の支払額において精算するものとする。

(その他の特記事項)

8 委託業務の実施にあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害を全て受託業者が賠償するものとし、また受託業者の責めに帰すべき理由により三原市に損害を与えたときは、協議の上、その損害を賠償する。

9 本業務は、受託業者が自らの責任において処理するものであり、又、個人情報保護の徹底を図る観点からも、受託業務の全部又は一部を第三者に再委託し、または請け負わせてはならない。ただし、鷺浦地区における送達については、その方法の経済合理性及び送達の紛失事故防止等の対策について三原市と協議の上、承認を得た場合に限り、例外的な取扱いを認めるものとする。

10 別記の運行表については、履行期間中に運行対象拠点の変更(施設の新設又は改廃等に伴う施設数の増減や位置の変更等)が生じる場合があるため、年度途中で部分的な見直し及び変更を行うことができるものとする。

(2) 別記運行表に変更がある場合は、速やかに運行表を作成し、変更に係る協議を行うものとする。

(3) 前二項の規定による運行表の変更が生じた場合、その内容が次の各号に定める内容である場合には、委託料の変更は行わないものとする。

(ア) 施設名称、位置又は改廃に伴う運行対象拠点の増減数が同一である場合等、運行対象拠点の総数に増減がなく、かつ運行に要する時間の増減もないか又は極めて軽微である場合。

(イ) 運行対象拠点の総数の増減範囲が1又は2か所程度であり、かつ運行に要する時間の増減も軽微であると認められる場合。

(ウ) 離島航路の船舶発着時刻の変更に伴い、運行対象拠点の送達順序を変更した場合。

11 本業務の実施に係る全ての費用は、受託業者の負担とすること。

12 その他、契約締結後に本業務の実施について本仕様に内容又は記載のないことについて疑義が生じた場合には、三原市と受託業者の協議により解決するものとする。

(2) 前項について三原市又は受託業者から他方に対して協議の申出があった場合には、双方とも協議に応じ、誠実に対応方策を検討するものとする。

(※以下の条項は、契約締結時には契約書本書の条項に記載します。)

13 本契約は、本契約にかかる発注者の令和4年度歳入歳出予算が成立した時をもって効力を生じるものとする。

(2) 本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、発注者は、本契約を変更又は解除することができる。

14 受託業者は、本業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。